

地域連携推進会議

場 所 障害者支援施設からまつ寮にて

日 時 2026年8月28日 13:00～

構成員 お客様代表（障害者支援施設からまつ寮）：1名
お客様代表：（グループホーム卯の花）：1名
ご家族代表：1名
地域住民代表・福祉や経営について知見を有する方：1名
市町村担当者：七戸町保健福祉課 1名
事業者：社会福祉法人七戸福祉会 事業本部長
事業者：障害者支援施設からまつ寮 サービス管理責任者
事業者：グループホーム卯の花 サービス管理責任者

■会議の目的

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」より

事業所が、利用者及びその家族、地域住民の代表者、福祉や経営について知見を有する者並びに市町村の担当者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにし、地域との連携により、効果的な事業運営、サービスの透明性及び質の確保、利用者の権利擁護等を目的として設置する。

■議題

- 1、障害者支援施設からまつ寮 館内及び居室内の見学及び説明。
 - ・施設入所支援 45 名、短期入所 14 名から 18 名へ変更、グループホーム 20 床。
- 2、施設等・地域の連携
 - ・近隣からの苦情等について
 - ・お客様の障害福祉サービス支給決定及び障害支援区分の変更申請について
 - ・七戸町より、当会に関するご意見やご質問について
- 3、施設等やサービスの透明性・質の確保
 - ・事業報告及び事業計画について
 - ・BCP の策定状況について

- ・法人単位でBCPを策定している。
- ・入所・通所・訪問サービスそれぞれのパターンを想定して記載している。
- ・七戸町内の事業所は、洪水・浸水・土砂崩れのハザードエリアに該当していない。
- ・年2回の避難訓練実施と、年1回以上の机上訓練を実施している。

4、利用者の権利擁護

- ・虐待防止・身体拘束廃止について
 - ・法人単位で「虐待防止・身体拘束廃止委員会」を設置している。
 - ・3か月に1回以上の頻度で、各事業所での不適切ケアの事例やそれに対する指導の情報共有、事業所内外研修の内容の共有、身体拘束の事例の共有を実施している。
 - ・毎月、職員会議を開催。不適切ケアの防止、身体拘束の事例の再検討について話し合い、指導を実施している。
- ・事業所内での事故と対策について
 - ・事故防止対策として、即日の事故報告と、法人単位で設置する事故防止対策委員会にて法人内の事故内容・原因・対策を共有している。
 - ・直近の事故事例について。
- ・支援者について
 - ・ノーリフティングケアの推進について

ノーリフティングケアの実践により、介助される側であるお客様の身体的・精神的負担の軽減と、事故・怪我の防止、褥瘡の悪化防止が期待される。また、介助する側である職員の腰痛等身体的負担も軽減されることにより、直接支援業務からの傷病による離脱や、離職の防止につながり、適切な人員配置を維持することができる。
 - ・ICT化の推進について

介護記録ソフトとスマートフォンを整備することで、記録のデータ化による業務の効率化を図っている。職員間や事業所間での迅速な情報共有と、直接支援業務に充てる時間を確保することにより、サービスの質の向上に資すると考えている。

5、グループホーム卯の花 館内及び居室内の見学及び説明。

■議事録

会議の主旨の説明（事業本部長より）

・法定要件上、障害者支援施設と、共同生活援助事業所で、年1回、地域連携推進会議を開催することとなっている。よって、当会の施設・事業所である「障害者支援施設からまつ寮」「グループホーム卯の花」この2ヶ所について会議を開催した。

1、障害者支援施設からまつ寮 館内及び居室内の見学及び説明。

（事業者）この1年で大きく変わったことは、短期入所の定員増。館内を改修して、全部で4床、増床とした。改修、工事、補修は毎日の業務。古い施設を使っていくのは、なかなか大変なことである。

（地域住民）浴室の改修、良くできていると感じた。

2、施設等・地域の連携

・近隣からの苦情等について

（事業者）苦情は、からまつ寮、卯の花、ともになし。

・お客様の障害福祉サービス支給決定及び障害支援区分の変更申請について

（事業者）どの家庭も、家族介護供給量には限界がある。皆、働いており、高齢者の介護もある。しかし、障害者支援施設については、国の方針として、新設と定員枠増を認めていない。

一方、お客様の入所サービスご利用のオーダーはたくさんある。短期入所サービスについて、事情を勘案した上で、柔軟に支給決定する自治体もある。住居地特例があること、短期入所の定員の枠内で運用することを考えれば、七戸町の過剰な負担となるようなことはない。よって、柔軟な支給決定について、ご協力をお願いしたい。

・七戸町より、当会に関するご意見やご質問について

（市町村担当課）特になし。

3、施設等やサービスの透明性・質の確保

・事業報告及び事業計画について

（地域住民）からまつ寮について、県外から10名受け入れとのこと。ご家族の方は面会

に来られるのか？

(事業者) ほぼ全員、定期的に面会、あるいはお客様自身が里帰りをしている。

(ご家族) どの都道府県からのオファーがあるのか？その地域に施設が少ないということなのか？からまつ寮の待機者はどれくらいか？

(事業者) さいたま市、名古屋市、秋田市他からのオファーによる受入れ。障害者支援施設自体、国が新設を認めない。よって、各自治体での受け入れ先がなく、当施設までオファーがあったという経緯。

(ご家族) 待機の方はいらっしゃるのか？

(事業者) 現在 10 件程度。なるべく短期入所でお受けして、ご家族の負担軽減を図っている。緊急避難については、定員超過でも受け入れている。若年層が多く、法人内の児童発達支援センターとタイアップして、サービスを提供している。

・BCP の策定状況について

(事業者) 建物の耐震基準、全てクリアしている。

(事業者) 事業計画として、自家発電設備を設置して、最低 5 日間、送電がカットされても、自家発電機が動いて、通常電力を使用できる、という状態にしたい。

・お客様より

(お客様・グループホーム卯の花) グループホームでの食事の量が多く、毎回、食べきれない。外出は自由にできおり、近隣のスーパー、ドラッグストア、書店に買い物に行っている。

(お客様・からまつ寮) 不便などは特にならない。

4、利用者の権利擁護

・虐待防止・身体拘束廃止について

(事業者) 身体拘束の事例について、からまつ寮において、かきむしりによる自傷行為による皮膚の掻き傷悪化、化膿・熱発があり、重篤になると感染症から生命の危険に及ぶため、早朝・夜間の職員配置が少ない時間帯のみ、ミトンを着用している方あり。ご家族へ説明・同意済みであり、支援会議において、手袋での代用、時間の短縮など、継続的に協議している。

・事業所内での事故と対策について

(事業者) 法人が設置する事故防止対策委員会において、事故原因の究明と再発防止策の

周知を徹底している。

(地域住民) 民営化したからこそ、お客様第一のサービスができているものと考えている。→ (事業者) インフォームドコンセントが重要である。施設内では、怪我も病気もある、ということを、飾らない言葉でお客様へ説明する。お客様の理解を得る努力を怠らないこと。

- ・ノーリフティングケアの推進について

(事業者) 持ち上げない介護を実践している。自動洗体機を導入。体を洗っている段階で、体が十分温まる。移乗時に使用する床走行式リフトの試用を開始している。

- ・ICT化の推進について

(事業者) すべてデータベースで記録をとっている。

- ・その他権利擁護について

(事業者) 障害者支援施設は、障害者の終の棲家。お客様は高齢化する。国は地域移行を進めるという指針を示しているが、現実が合っていない。我々にできることは、施設内で、市井の権利義務を実感していただくということ。管理上の都合から生まれた様々なつまらないルールを、一つ一つ、やめていくことが重要と考えている。

以上